

ちょうせい



特集

「公害紛争処理制度の全体構想」について

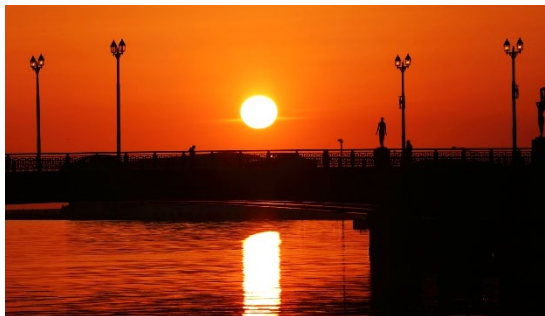
第55回公害紛争処理関係ブロック会議
第49回公害苦情相談員等ブロック会議

ネットワーク がんばっています

苦情相談対応について感じたこと
経験が少ない中でできること

[北海道釧路市]

[長崎県佐世保市]



阿寒湖のフロストフラワー
(写真左上)

ぬさまいげし
幣舞橋から見る釧路港の夕日
(写真右上)

阿寒湖のマリモ (写真左下)

釧路湿原とノロッコ号 (写真右下)

(写真提供：北海道釧路市)

Contents

2 特集

「公害紛争処理制度の全体構想」について

公害等調整委員会事務局

16 第55回公害紛争処理関係ブロック会議 第49回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

20 公調委委員によるリレーエッセイ(第7回)

公害等調整委員会委員

きたまど たかこ
北窓 隆子

<ネットワーク>

22 がんばっています

経験が少ない中でできること

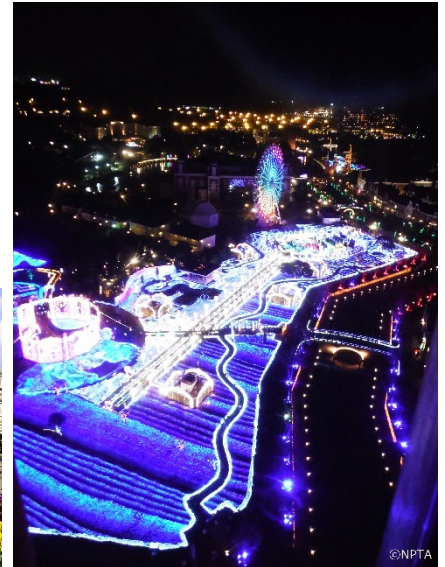
長崎県佐世保市環境部環境保全課主任技師

まし ま あきら
馬島 彬

苦情相談対応について感じたこと

北海道釧路市市民環境部環境保全課主事

ほん ま ひ み か
本間 妃弥華



SASEBO 軍港クルーズ（写真左上）、ハウステンボス（写真右下）
（写真提供：長崎県佐世保市）

ドムトールンからの夜景
（写真提供：長崎県佐世保市）

27 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

30 公害等調整委員会の動き(令和7年1月～3月)

公害等調整委員会事務局 ※

36 都道府県公害審査会の動き(令和7年1月～3月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真「^{くじゅうくしま}九十九島」 <関連：22 ページ>（写真提供：長崎県佐世保市）

大小 208 の島々からなる「西海国立公園九十九島」は、日本最西端の海の国立公園であり、日本百景に選定されている景勝地です。風光明媚な景観と、深い自然のなかで数多くの生き物たちが命を育む「九十九島」は「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定されました。

世界で最も美しい湾クラブは、湾を活かした観光振興や経済発展についての情報交換や PR 活動を行う目的で、1997 年 3 月にドイツのベルリンで設立された、フランスのヴァンヌ市に本部を置く NGO（非政府組織）です。25 の国と地域 45 湾から構成されています（2021 年 3 月時点）。日本国内では、松島湾（宮城県）、富山湾（富山県）、駿河湾（静岡県）、宮津・伊根湾（京都府）の 4 つの湾が選ばれており、2018 年 4 月に、国内 5 例目として「九十九島湾」が世界で認められた湾として新たに加盟しました。

特集

「公害紛争処理制度の全体構想」について

公害等調整委員会事務局

本稿は、令和6年度「第55回公害紛争処理関係ブロック会議・第49回公害苦情相談員等ブロック会議」において公害等調整委員会事務局の仲村次長（開催当時）が行った「公害紛争処理制度の全体構想について」の説明に、加筆修正等を行ったものです。

○ 公害紛争処理制度の全体構想について

公害等調整委員会では、令和6年に、「公害紛争処理制度の全体構想」を取りまとめました。

最も大まかに説明すれば、この全体構想は、市区町村、都道府県、国の公害担当部局がそれぞれの役割を十分に発揮して、解決されるべき

公害紛争が漏れずに処理されることを目指す姿として掲げ、この目指す姿を実現するための取組を示したものといたします。

○ 公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョンについて

まずは、スライド1ですが、公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョンについて説明します。



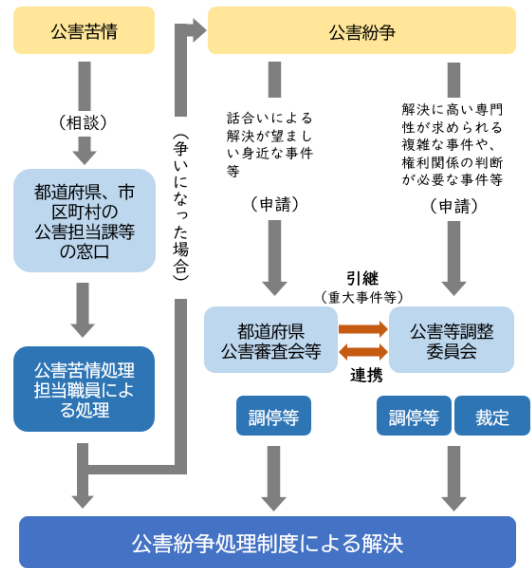
北海道・東北ブロック 合同会議の様子
(於 岩手県盛岡市)

スライド 1

公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・ 市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・ すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。



一つ目の点ですが、「市区町村の公害苦情相談窓口、都道府県の公害審査会等及び国の公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること」です。

これを具体的に説明しますと、二つ目の点となりますが、「公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること」言い換えると、解決されるべき紛争について、ふさわしい機関に申立てが行きつくようにすることです。

スライド 1 の右側の図でより具体的に説明します。典型 7 公害（「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」）のうち、市区町村等の公害苦情相談窓口にご相談していましたが解決が見込めないとき、解決すべき紛争については、都道府県の公害審査会等

に調停等の申請が行きつくようにつなぎ、そこで対応するということです。都道府県の公害審査会等で審議を行いましたが調停が成立しなかった、しなかったけれども地域社会に一定の広がりのある紛争等の場合については、国の公害等調整委員会（以下「公調委」といいます。）に裁定等の申請が行きつくようにつないでいくということです。また、市区町村等の公害苦情相談窓口では解決できなくて、高い専門性が求められる複雑な事件等については、国の公調委につないでいくということです。

このようなことにより、解決すべき紛争が未解決のまま放置されることがないようにしていくのが、公害苦情相談窓口（市区町村等）、公害審査会等（都道府県）及び公調委（国）からなる公害紛争処理制度全体の目指す姿です。

○ 現状と課題

この目指す姿に対して、公害紛争処理制度の現 ります。

状と課題はどうかというのがスライド2とな

スライド2

◎現状と課題

- ・ 本来解決されるべき紛争が申請に結びついていない。【事案の吸い上げの問題】
- ・ 適切な機関に申し立てられていない。【事案と機関のマッチングの問題】

例えば・・・

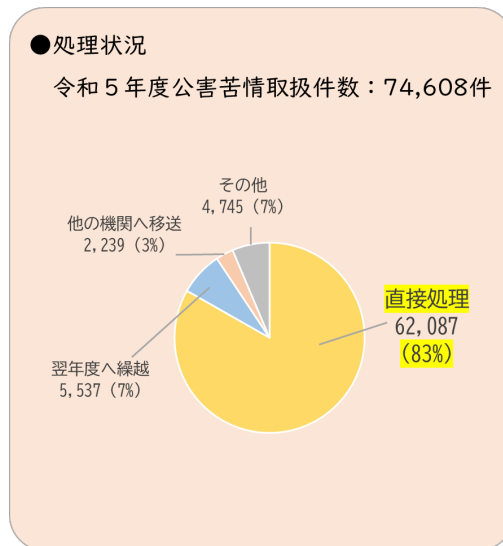
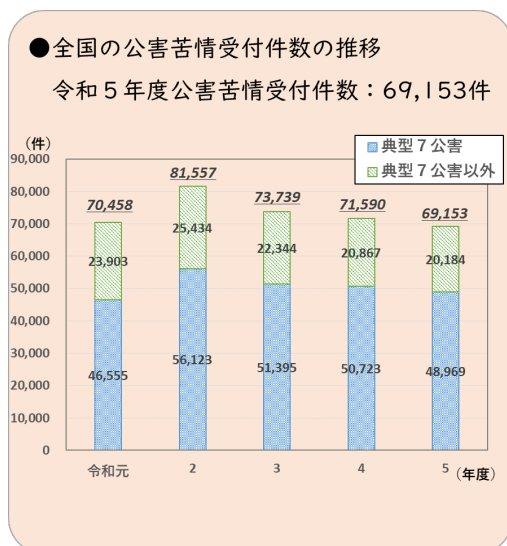
- 地域社会に一定の広がりのある紛争を公調委で十分に汲み上げられていない懸念がある。（公害苦情相談窓口で紛争化したまま放置されている事案や公害審査会等で調停が不調に終わったまま放置されている事案があるのではないか。）
- 公害苦情受付件数に比べると公害審査会の受付事件数が全国的に低調。都道府県による活動状況の格差が大きい。
- 公調委に地元での解決が望ましい相隣的紛争が申し立てられている。
- 公害審査会等の委員になって初めて制度を知った人もいるなど弁護士への周知が不十分。 etc.

一つ目の点ですが、「本来解決されるべき紛争が申請に結び付いていない」ことがあげられます。

「令和5年度公害苦情調査結果」(※1)によりますと典型7公害の苦情受付件数は約4.9万件あります。この処理状況を見えますと8割強は直接処理されています。残りの2割弱の内

訳は、翌年度へ繰越、他の機関（警察、国の行政機関等です。都道府県の公害審査会等は含まれません。）へ移送、その他です。この2割弱に分類された公害苦情の中に、本来は、公害審査会等（都道府県）や公調委（国）において解決されるべきものが埋もれていないだろうか懸念しています。

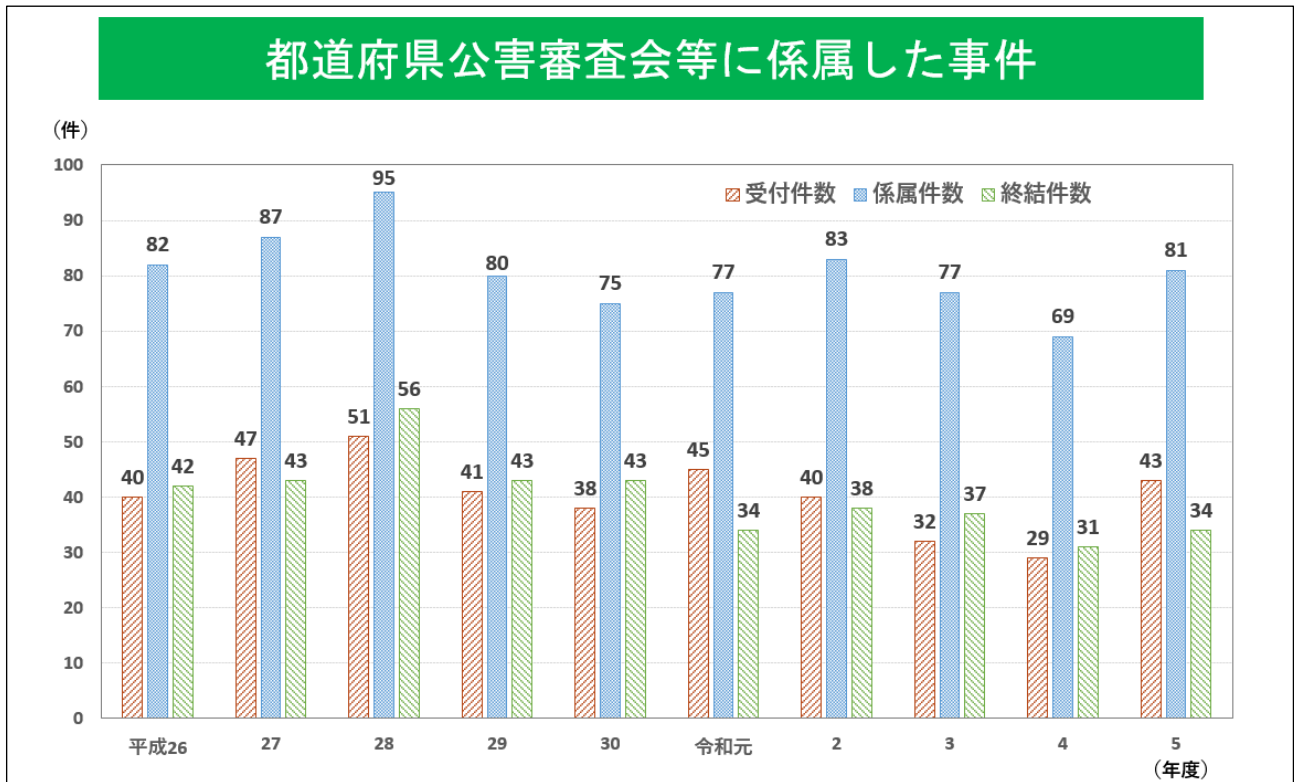
※1 「令和5年度公害苦情調査結果報告書」より作成



ここまで、公害苦情受付という市区町村の側から状況を見てきましたが、今度は都道府県の

側から状況を見てみます。

※ 2 「都道府県公害審査会等に係属した事件」



「都道府県公害審査会等に係属した事件」（※ 2）についての推移です。それぞれの年度の一番左側の棒グラフが受付件数です。各年度を通じて30件から40件超ぐらいの受付件数です。

公害苦情受付4.9万件のうち直接処理されていないのが2割弱に対し、都道府県の公害審査会等の年間の受付件数が30件から40件超ぐらいと全国的に見た場合、低調です。

これを深堀して**スライド 2**（本誌 4 ページ）の矢印➤の二番目を見てください。「都道府県による活動状況の格差が大きい」とあります。

過去 3 年度間（令和 3 年度～5 年度）の都道府県の公害審査会等の受付件数を見てみましょう（公害紛争「都道府県公害審査会等別」（※

3））。3 年間受付件数がない県もあります。担当の方に詳しく聞いてみますと、令和になってから受付件数がないなど、受付件数のない状態がしばらく続いている県もあります。このような県は、解決すべき紛争が市町村から十分に汲み上げられているだろうかという懸念や、いざ調停の申請がされた場合に審議が行えるように審議のノウハウ等が継承されているのだろうかという懸念もあります。

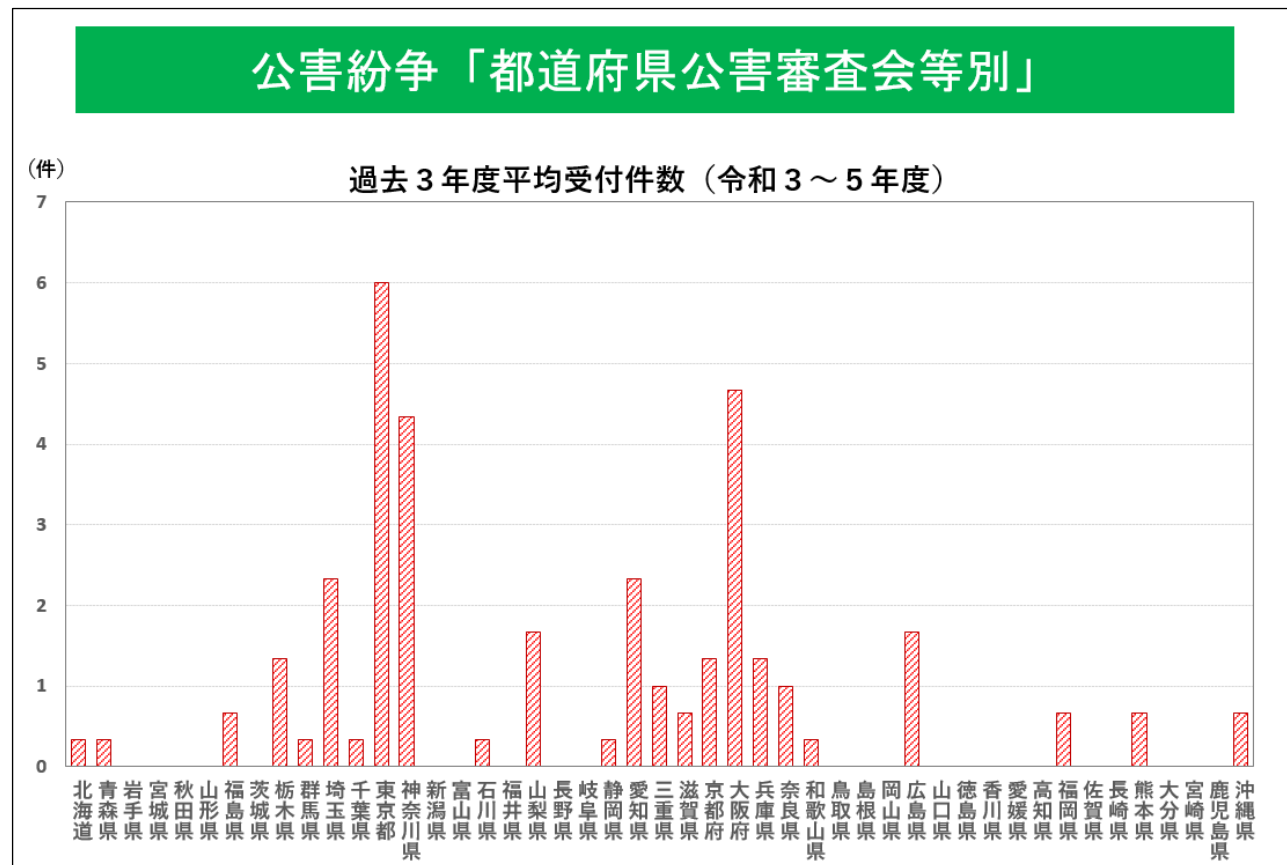
さらに、**スライド 2**の矢印➤の一番目ですが、「地域社会に一定の広がりのある紛争を公調委で十分に汲み上げられていない懸念」もあります。

地域社会に一定の広がりのある紛争であるにも関わらず、公調委に申請がなされずに公害

苦情相談窓口で放置されている事案があるのではないかと、都道府県の公害審査会等に調停が申請されたけれども、調停が不調に終わったま

まの事案（令和5年度に公害審査会等で終結した事件（34件）のうち、打切り19件、取下げ7件）があるのではないかと懸念しています。

※3 公害紛争「都道府県公害審査会等別」



ここまでは、ふさわしい機関に紛争が行きつらずに埋もれているのではないかの観点からの説明でした。次に、**スライド2**（本誌4ページ）の二つ目の点ですが、「適切な機関に申し立てられていない」ことが現状と課題としてあげられます。

矢印➤の三番目ですが、公調委に地元での解決が望ましい相隣紛争が申し立てられている現状があります。

公害紛争の解決方策として、調停、あっせん、裁定等が設けられていますが、このうち裁定は公調委のみ実施できます。

最近、公調委に近隣からの騒音や振動等の案件が、裁定で申請されることが多くなっていま

す。これらの騒音や振動等の案件は、申請人にとって、どちらかというと金銭的に補償を求めるよりは被害を縮小するということを望んでいるのではないかと、そうであれば、申請人及び被申請人の主張を踏まえ調整を行っていく都道府県の公害審査会等の調停等で解決を図るのが、より申請人、被申請人等の要望にも対応できるのではとも考えられます。

さらに、**スライド2**の最後の矢印➤のところですが、公害審査会等の委員に弁護士になることもあります。委員になって初めて公害紛争処理制度を知った人もいるなど、弁護士への周知が不十分ということも課題としてあります。

○ 課題への方策

スライド3ですが、スライド2（本誌4ページ）の現状や課題からスライド1（本誌3ページ）の目指す姿につなげていくために、どのような方策が必要なのかの説明です。

スライド3

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

具体的にいいますと、スライド3の①については、公害紛争を処理する機関として頭に浮かぶものはいろいろあると思います。裁判所に調停を申請すること、警察に相談すること、市区町村の公害苦情窓口相談すること、都道府県の公害審査会等に調停を申請すること、国の公調委に裁定等を申立てること等いろいろ思い浮かびます。

このような機関と方法の中で、自らの機関が他の機関と比べて利用者に選ばれる機関になっていただきたい。そのためには、その機関の持っている強みや特色を意識した運用をしてくださいということです。

次にスライド3の②ですが、「各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること」、公害紛争処理制度を利用しようとする方が利用しやすい環境を整備することです。特

に、ITの活用、ウェブ会議の活用について検討してくださいというのが2番目です。

スライド3の③ですが、公害苦情相談窓口、都道府県の公害審査会等、公調委の各機関の窓口利用者から相談があった場合に、各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを促していくことです。市区町村の公害苦情相談窓口では対応できない、しかし、都道府県の公害審査会等の調停だとうまく解決できるのではとい解決すべき案件については、公害審査会等に申請する方策もあるということを相談者にお知らせする。あるいは、公害審査会等でも、市区町村から相談を受けた場合には、これについては調停はどうですかと誘導していく。公調委でも同じような対応を行っていくことです。

スライド3の④ですが、申請人本人だけではなく相談先となる弁護士などを含む利用者に公害紛争処理制度の周知を高めるということです。

課題への方策を①～④と4つ掲げていますが、まずは自らの組織の中の見直しが①、直接制度を利用する者との関係での見直しが②、公害紛争処理制度を担う類似の機関との関係での見直しが③、潜在的な利用者との関

係での見直しが④というように、より自らとの関係が近いところから遠いところへの見直しと整理しています。

各方策の公調委における具体的な取組はスライド4・5、都道府県の公害審査会等に期待される取組についてはスライド6～9においてそれぞれ掲げておりますので、これから御説明いたします。

○ 課題への方策の公害等調整委員会の主な取組

スライド4ですが、それでは、課題への方策 であるのかについて説明します。
について国の公調委ではどのように取り組ん

スライド4

◎課題への方策の公害等調整委員会の主な取組

① 事案に応じた柔軟な手続運用

- ・ 早期に専門家（専門委員）の関与を得て、事案の見立てを行い、計画的な審理
- ・ 既存のデータの活用
- ・ 必要な事案については、十分な事件調査
- ・ 受命委員、受諾勧告の制度の活用
- ・ 地方自治体と連携した解決策の模索 等

② 公害紛争処理手続規則等を整備して、ITを積極的に活用

③ 都道府県公害審査会等で解決の困難な事件の積極的な吸い上げ

④ 利用者や弁護士への周知

- ・ 都道府県公害審査会と共同した弁護士への説明会
- ・ 司法修習生の研修への参加（選択型実務研修全国プログラムに行政ADR研修として登録）
- ・ 法律専門雑誌への裁定書の掲載 等

①ですが、公調委では、全てについて同じように定型的な審理を行うのではなく、事案に応じた柔軟な手続運用を行っています。

公調委や公害審査会等の強みとの一つとしては、裁判所に比べて公害紛争を解決するた

めの専門家がいることが挙げられます。一方、現在では大規模な公害というよりは、都市型や生活環境型という比較的規模の小さい事件が増えてきています。

そういった中で、①の一番目の点になりますが、早期に専門家（専門委員）の関与を得て事案の見立てを行い計画的な審理を行っています。例えば二番目の点にありますが、新たに測定を行わなくとも、例えば、市町村の苦情相談の段階で測定しているものがある場合などは、既存のデータを活用することもあります。三番目の点ですが、必要な事案については、委託調査等を行い十分な事件調査を行います。

4番目の点ですが、受命委員というのが公害紛争処理法にあり（23条の5）、調停委員会で手続の一部を調停委員に行わせることができます。期日を開催したいが調停委員全員の日程の調整が難しいときなどに、速やかな審理の進行の観点から、一定の手続きについて、この制度を活用することもあります。なお、この制度は、都道府県の公害審査会等でも活用できます。

次の②について、公害紛争処理手続規則等を整備してITを積極的に活用しています。期

日に調停委員長以外の調停委員や当事者がウェブ参加できるようにしています。

③は都道府県の公害審査会等で解決の困難な事件の積極的な吸い上げです。これは、後ほど「公害審査会へ期待される取組」スライド8（本誌13ページ）の3で説明します。

④は、利用者や弁護士への周知です。都道府県公害審査会と共同した弁護士への説明会を行っています。令和6年9月には静岡県弁護士会等に、11月には福岡県弁護士会等に説明を行いました。

以上、公調委の取組を4点説明しました。公調委の取組ですが、都道府県の公害審査会等でも取り入れることができる取組があると思います。特に①や②は、現在、調停等の係属案件が多くあり、これ以上増えてくると、委員の日程の確保や事務局の人員の制約などにより、運営が難しくなる都道府県の公害審査会等には、参考になると考えます。



九州・沖縄ブロック 合同会議の様子
(於 鹿児島県鹿児島市)

○ （参考）期日IT化のための公害紛争の処理手続等に関する規則の一部改正

公調委の取組の「②ITを積極的に活用」の補足ですが、令和5年1月から運用面で期日へのウェブ参加を行ってきましたが、規則改正を行

い、令和6年4月1日から施行しました。これが**スライド5**です。

スライド5

（参考）期日IT化のための公害紛争の処理手続等に関する規則の一部改正

1 改正の概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等の政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（ウェブ会議方式）による当事者の出頭等を可能とした（令和6年4月1日施行）。

2 改正の内容

- ① 調停手続への調停委員（調停委員長を除く。）のウェブ会議方式による関与を可能とする（第14条の2関係）。
 - ② 調停手続への当事者のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第15条の2関係）。
 - ③ 裁定手続の審問期日への当事者のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第41条の2関係）。
 - ④ 裁定手続の進行協議への当事者のウェブ会議方式による出頭に
関する要件を整理（第43条の4関係）。
- ※ ②及び④において映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情がある場合には、音声のみの送受信により同時に通話をすることができる方法（電話会議方式）によることができることとする。



ところで、令和6年6月に公調委で開催した公害紛争処理連絡協議会の際に、都道府県の皆さまからウェブ会議における無断録音や録画データのインターネット掲載の問題について懸念が示されました。公調委では、令和6年11月に無断録音・録画データのインターネット掲載に関する防止策、対応策を取りまとめました。公調委の委員が令和6年11月発行の「ちょうせい」＜参考2＞に、その内容等を寄稿しており

ますので、ご関心のある方はご覧になっていただければと思います。

さらに、令和7年3月には、ウェブ会議に対応した「都道府県公害紛争処理マニュアル」の改正や「無断録音録画データのインターネット掲載等に関する防止策及び対応策（都道府県公害審査会等向け・調停手続関係）」のとりまとめも行い、各都道府県に通知しました。

○ 公害審査会へ期待される取組

スライド6からは都道府県の公害審査会等へ期待される取組について説明します。公害審

査会等の皆さまに検討いただきたい対応をまとめたものです。

スライド6

公害審査会へ期待される取組

～公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めるために～

1. 強みと特色を意識した公害審査会の運用

○公害審査会の強み

～公害紛争解決に特化した行政ADR（裁判に代替する紛争解決手段）として～

・各分野の専門家が委員であることにより

①専門的知見等が必要な公害紛争について解明力の高い対応が行われうる

②当事者の負担が軽い対応が行われうる

・庁内の環境部局や規制部局と連携した対策の検討やフォローアップが可能 等

1つ目、強みと特色を意識した公害審査会等の運用を行っていただきたいということです。

公害審査会等の強みですが、まずは各分野の専門家が委員ですので、①専門的知見等が必要な公害紛争について、解明力の高い対応が行われます。また、②当事者の負担が軽い対応が行われます。裁判では、主張する当事者がその証拠について提出しますが、例えば、市町村が測定したデータがあれば、公害審査会等がそのデータについて提出を求めることが可能であるように、当事者にとって負担が軽い対応を行うことが可能です。公害審査会等の皆さまにおかれては、このようなことを念頭に、調停等の相

談に来た方に対応等していただければと思います。

また、公害審査会等は都道府県庁内にありますので、庁内の環境部局（課）と規制部局（課）とで連携した対策の検討やフォローアップが可能です。連携という点では、公害審査会担当課と規制担当課が異なる場合でも、規制担当課が紛争となりうべき案件を把握した場合には、公害審査会担当課とよく連携を図りながら、解決すべき紛争については公害審査会等に申請が円滑になされるように、日頃からの情報交換等の対応をお願いしたいと思います。

スライド7

○強みと特色を活かした調停の運用

①単なる互譲のあっせんではなく、専門性を背景とした合理的な腹案をもった主体的な活動

②手続きの場で市町村との連携を図ることが可能

市町村の測定結果の活用、調停条項の中に市町村からの行政指導がある場合に従う旨を盛り込むことが可能（調停条項を市町村に知らせることを当事者双方が了解した場合）

③受諾勧告制度の活用（公害紛争処理法第34条第1項）

④義務履行勧告の申出が可能（公害紛争処理法第43条の2）

※都築政則 「公害調停のすすめー規制基準と調停の関係についてー」（「ちょうせい」第118号（令和6年8月）掲載を基に作成）

次のスライド7ですが、都道府県の公害審査会等では主に調停が行われますが、この調停についての説明です。

公害紛争処理連絡協議会において、都道府県の皆さまから、相談者等に調停を促すことについてやや消極的な意見が出されました。しかし、調停は皆さんが考えている以上の強みがあることを説明します。

調停は「①単なる互譲のあっせんではなく、専門性を背景とした合理的な腹案を持った主体的な活動」とあります。調停というと、ゼロか百か、すなわち申請人が完全に譲歩しなければならない、または、被申請人が完全に譲歩しなければならない等の話も聞いたことがあります。調停委員会は専門家がメンバーですので、このようなことではなく、例えば測定したデータがあればデータを踏まえ、また、根拠となる基準があるのであればそれを踏まえ、合理的な腹案を持ちながら申請人と被申請人の間でどの辺で合意が図られるのか考えて調整してい

ただければと思います。

より具体的に説明します。「規制基準を超えていないので、調停の成立は難しい。」という話を聞いたことがあります。規制基準を超えていない場合でも、現状を確認して、それを引き続き遵守しますということを双方で合意する、そのようなことで、申請人や被申請人が納得していただける場合もあるのではと考えます。また、申請人がハードの対策を求めたとしても、例えば、運用時間の短縮などソフトの面で対応できる場合があるのではと考えます。このようなことも念頭におきつつ、合理的な腹案を持ちながら、粘り強く調整を進めていただけることを期待しています。

②ですが、調停は手続きの場で市町村との連携を図ることが可能です。市町村で測定した結果がある場合はその活用もできます。

③、④は法律上設けられている制度についてです。③受諾勧告制度ですが、腹案を持って調整を進め、合意できそうな段階までいきました

が、なかなか合意できないときに、最後の一手として③受諾勧告制度というのを活用していくことも考えられます。また、調停成立後に調停条項が遵守されていない場合には、④義務履行勧告の申出が可能でもあります。

この**スライド7**（本誌12ページ）の「強みと特色を活かした調停の運用」は、公調委の委員が「ちょうせい」に寄稿した内容を基に作成しておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。

スライド6（本誌11ページ）、**スライド7**の1

スライド8

2. 利用者の利便性向上のために審査会のウェブ会議方式の積極的な導入・活用

3. 解決されるべき紛争が、ふさわしい機関で処理されるため、都道府県（審査会）と市町村、公調委と都道府県（審査会）・市町村等の一層の連携の促進

○都道府県（審査会）と市町村の連携⇒審査会で解決されるのが望ましい案件のくみ上げ

- ・日頃より情報交換できる体制の推進
- ・公害紛争処理制度等に関する研修等の実施

※研修への公害苦情相談アドバイザーや公調委職員の派遣要望があればご相談ください。

次の**スライド8**で、期待される取組の二つ目となりますが、ウェブ会議方式の積極的な導入・活用をお願いしたいということです。

3つ目、解決されるべき紛争がふさわしい機関で処理されるため、都道府県（公害審査会等）と市町村、公調委と都道府県（公害審査会等）・市町村との一層の連携の促進をお願いしたいということです。

一番目の○ですが、まずは、都道府県と市町村の連携です。一つ目の点にありますように、

で説明したことを念頭におきながら、都道府県の公害審査会等の運用等を考えていただけないでしょうかというのが1つ目の話です。

これは、都道府県の公害審査会等の話ではありますが、市区町村の公害苦情相談窓口の皆さまから見た場合、このような取組を公害審査会等で行うと、市区町村としても、相談者に対し、解決すべき案件について、公害審査会等への申請を促しやすくなる、それによって公害紛争処理制度全体として解決力の総和も高まると考えます。

「日頃より情報交換できる体制の推進」をお願いいたします。情報交換の中で、市町村から、「現在、こんな案件が苦情相談されているんだけど、なかなか対応で困っている」のような話があり、これに対し、都道府県から、「それについて、公害審査会へ調停を申請したらいかがでしょうか」というようなやり取りができるのが望ましいと思います。そのような取組を通じて、公害審査会等で処理されるのが望ましい案件のくみ上げを行っていただければと思います。

体制といっても難しく考えないで、二つ目の点ですが、都道府県で公害紛争処理制度等（公害審査会等で行われる調停等の制度）に関する研修等を市町村の担当者に実施して、研修の中で意見交換等を行う取組から始めるのは、効果的かと考えます。皆さまの都道府県で市町村に対し、すでに騒音等又は環境全般に関する研修を行っている場合には、そこに、公害審査会や

調停についての説明と意見交換を盛り込むことも一つの方策かと思います。担当の職員も人事異動がありますので、研修は隔年ではなく、毎年度、実施することが大事と考えます。

研修への公害苦情相談アドバイザーや公調委の職員の派遣のご要望があれば、御相談いただければと思います。

スライド 9

○公調委と都道府県（審査会）・市町村の連携⇒公調委で解決されるのが望ましい案件について

積極的な申立ての促し

- ・ 日頃より情報交換できる体制の推進（ブロック会議、連絡協議会等）
- ・ 事務の引継ぎ（公害紛争処理法38条）に加え、審査会で係属している事件について当事者に公調委への裁定申立てを促す運用の活用

○審査会（都道府県）間の連携

4. 利用者（申請人の相談先となる弁護士などを含む）への周知

スライド 9 ですが、公調委と都道府県（公害審査会等）や市区町村との連携です。この取組により、公調委で処理されるのが望ましい案件について、相談者に公調委に申し立てることを促していただくことを期待しています。

公調委としても、まずは、日頃より情報交換できる体制を推進しています。このため、ブロック会議、公害紛争処理連絡協議会等では意見交換の時間を設け、都道府県等の皆さまと情報交換を行っています。皆さまにおかれても、積極的な意見交換をお願いできればと思います。

次に、審議している案件に関しての連携です。

公害紛争処理法に規定する事務の引継ぎに加え、都道府県の公害審査会等に継続している事件について、当事者に公調委への裁定申立てを促す運用の活用等も検討いただければと思います。

都道府県の皆さまには、公害審査会等に申請等がなされた場合に、公調委への報告等をお願いしております。公調委では、報告をいただいた事件について、調停が不調に終わった場合でも、全国的な影響等を考えると、公調委として対応していく必要があるものについては、都道府県にお知らせしています。公害審査会等に調

停の申請等が行われた場合には、速やかに報告
いただければと思います。

最後の4つ目ですが、申請の相談先となる弁

護士を含めた利用者への周知についてもお願い
します。

○ 終わりに

以上、全体構想についての説明を行ってきました。

公調委としても、全体構想で掲げる目指すべき姿に近づくため、これまでもいろいろ取組を行っていき、引き続き行っていきます。

都道府県の公害審査会等の皆さま、市区町村の公害苦情窓口の皆さまにも、紛争処理制度全

体としての解決力を高めていくため、全体構想に掲げた内容等に取り組んでいただくことを期待しています。

公調委としては、引き続き、皆さまとの意見交換を進めるとともに、皆さまの取組を支援していきます。お尋ね等ありましたら、お知らせください。

※4 「第55回公害紛争処理関係ブロック会議・第49回公害苦情相談員等ブロック会議」について

会議の開催概要を本誌 16 ページ「第 55 回公害紛争処理関係ブロック会議 第 49 回公害苦情相談員等ブロック会議」にて、ご紹介しています。

本稿の説明内容で触れていた機関誌「ちょうせい」については、以下をご参照ください。

<参考 1>

機関誌「ちょうせい」第 118 号（令和 6 年 8 月）

「寄稿 公害調停のすすめ ―規制基準と調停の関係について―」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000965907.pdf



<参考 2>

機関誌「ちょうせい」第 119 号（令和 6 年 11 月）

「寄稿 公害調停 I T 化のすすめ ―調停手続へのウェブ会議導入に向けて―」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000978731.pdf



第 55 回公害紛争処理関係ブロック会議

第 49 回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

【1. 会議の概要】

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国 6 ブロックで実施しています。

今年度は 10 月に開催された九州・沖縄、中国・四国、関東・甲信越・静岡の 3 ブロックに続き、11 月に東海・北陸ブロック会議を名古屋市で、北海道・東北ブロック会議を盛岡市で、近畿ブロック会議を和歌山市で開催しました。

構成として、前半は都道府県、市区町村両方が参加する合同会議、後半は都道府県と市区町村とに分かれ、都道府県が参加する公害紛争処理関係ブロック会議（以下「県会議」という。）

と、市区町村職員が参加する公害苦情相談員等ブロック会議（以下「市会議」という。）を並行して開催いたしました。



合同会議の様子（公調委からの説明）

令和 6 年度ブロック会議開催状況

ブロック	開催地	日程
北海道・東北	岩手県盛岡市	11 月 15 日（金）
関東・甲信越・静岡	長野県長野市	10 月 24 日（木）・25 日（金）※
東海・北陸	愛知県名古屋市	11 月 8 日（金）
近畿	和歌山県和歌山市	11 月 22 日（金）
中国・四国	岡山県岡山市	10 月 18 日（金）
九州・沖縄	鹿児島県鹿児島市	10 月 10 日（木）・11 日（金）※

※ 2 日目は「第 49 回公害苦情相談員等ブロック会議」のみ

【2. 今年度における変更点】

今年度は「公害紛争処理制度の全体構想」（以下「全体構想」という。）を策定して初めてのブロック会議となります。このため、地方自治体の皆様に「全体構想」の理解を深めていただくため、合同会議で「全体構想」を詳細に説明しました。さらに都道府県職員の皆様に「全体構想」を推進していただく際の参考とするため、資料に「審査会に期待すること」を盛り込みました。

同じく都道府県の職員の皆様において調停の強みをイメージしていただくため、昨年度ま

では合同会議で行われていた公調委審査官からの公調委での職権調停の内容の詳細な説明を県会議において行いました。加えて、新たに「全体構想」に関する公調委と自治体の意見交換を実施しました。

また、ブロック会議の前に原則人口5万人以上の市を対象に「審査会を相談者に紹介しなかった理由」等についてアンケートを実施しました。アンケート結果を会議資料とした上で県会議ではその内容も踏まえて意見交換を実施し、市会議では回答の深掘りを行いました。

【3. 合同会議】

説明者を昨年度の4名から2名に減らし、公調委から公害紛争処理制度と「全体構想」についての説明及び公害苦情相談アドバイザーからの講演が行われました。

大人数の会議であったこともあり質疑は少なかったものの、その後の県会議において、全体会議の公調委説明を踏まえた御発言も見られました。市会議においても、「全体会議における公調委説明において、対応できない案件を県審査会が積極的にくみ上げていくべきとする『全体構想』について初めて知った。これまで研修を何回か受けたが初めて聞いた。」旨の御発言もありました。

【4. 県会議】

都道府県が参加する公害紛争処理関係ブロック会議においては、公調委から「裁定手続における職権調停の活用について」の説明と都道府県公害審査会（公害審査委員候補者名簿を作成している県を含む。以下「県審査会」という。）の役割等についての意見交換が行われ、続いて



東海・北陸ブロック 合同会議の様子
（於 愛知県名古屋市）

参加している都道府県からの紛争処理事例の紹介や持ち寄り議題の意見交換が行われました。

職権調停については詳細な説明を行ったこともあり、昨年度に比して多くの御質問をいただきました。「県審査会では係属する案件が少

ないため、公調委で実際に行われた調停の事例説明が役に立った。」旨の御発言もありました。主な質問としては、①調停が行われた具体の事件に関連した質問、②「受諾勧告はどのような場合に行ったら良いのか」等の公害紛争処理制度についての質問等をいただきました。



近畿ブロック 県会議の様子
(於 和歌山県和歌山市)

○出席者の主な御発言等

- ・ 市町や苦情相談者についてフォローできていると思っているが、県審査会にくみ上げられていない部分もあると考えている。
- ・ 規制担当課が市町に相談会を実施していたが、今回、審査会担当課も出席して県審査会について説明した。市町で解決せずに県審査会で取り上げられるものがあれば、担当レベルで相談するようすすめた。
- ・ 申請数が増加傾向にあり委員の負担が大きく、県審査会としては余裕がない状況である。そのため、今後、全体構想の推進で案件を受け入れるとなると、メリハリをきかせないと対応できなくなる懸念がある。
- ・ 期日外に申請人や被申請人と電話やメールでやり取りしていくうちに、調停成立に向けて進んでいく例がある。調停というが、あまり構えてやらなくとも、自然体で人と人で話していく感じでやっていることが多い。

【5. 市会議】

市区町村職員が参加する公害苦情相談員等ブロック会議においては、事例に関するグループ討議や意見交換が行われ、それぞれ活発な議論が行われました。

原則、全てのブロックにおいて、複数のグループに分かれてのグループワークが行われましたが、それぞれのグループ内で活発な意見交換が行われました。

開催市がグループワーク等に参加せず運営に専念しているブロックも複数ありましたが、他方、開催市の職員が各グループに1人ずつ配

置され、議論を先導していたブロックもありました。



関東・甲信越・静岡ブロック 市会議の様子
(於 長野県長野市)

○市会議でのアンケート回答に対する深掘りの際の出席者の主な御発言等

- ・ 相談者自らが申請者となることに気後れするケースが多い。また、職員も公害紛争処理制度の利用により生ずる負担額や申請に係る細かい手続について把握していないことから、制度の紹介はしても利用までは至らない。
- ・ 県主催の研修としては規制や法律関係の研修が行われているが、公害苦情相談対応についての研修があるとよい。
- ・ 市だけではなかなか解決できない案件については県に相談したいが、県ではあまり取り扱ったことがない、担当部局がよくわからない。あるいは担当部局がそもそも存在しないといったこともあり、相談を受けてもらえないことがある。
- ・ 前例がないような苦情を受けたときに、県内の他の市町村がどのように対応しているか参考にしたかったが、そういった意見交換の機会がない。今回のブロック会議で事例として取り上げてもらえるので、是非意見を伺って帰りたい。

【6. 終わりに】

今回の参加者アンケートにおいて、ブロック会議全般について「業務に役立った」「どちらかといえば役立った」と答えた割合が合計95.3%となりました。また、自由記載の意見においても「公害紛争処理制度と「全体構想」の説明、アドバイザーの講演がわかりやすくてよかった。」といった御意見も頂きました。

これらの評価をいただいたのも、開催県・市の皆様の御協力によるものです。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

公調委といたしましても、ブロック会議の場で頂戴した御意見、得られた知見を生かして今後の公害紛争処理業務に取り組んで参ります。

例といたしまして、令和7年2月に公調委としても市区町村の公害苦情相談の現状を一層

把握するため公害苦情相談アドバイザーと公調委委員、公調委事務局との意見交換会を開催するとともに、令和7年3月に都道府県職員の皆様から御要望のありました「都道府県公害紛争処理マニュアル」を改訂しました。また、令和7年5月30日（金）に開催予定の第55回公害紛争処理連絡協議会において、県審査会の事例紹介とともに、「全体構想」に基づく取組等について都道府県の皆様から御発言いただくことを予定しております。これらも踏まえ、都道府県においても「全体構想」の推進に取り組んでいただければ幸いです。

都道府県、市区町村の皆様におかれましては、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

公害等調整委員会ホームページ内で、公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供を行っています。ブロック会議の予定や機関誌「ちょうせい」等についても随時更新していますので、ぜひ御活用ください。

「地方公共団体の皆様へ」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



てしま
「豊島について」

公害等調整委員会委員

きたまど たかこ
北窓 隆子

〔 医師（元姫路市医監） 〕

2025 年は瀬戸内国際芸術祭の開催年で、4 月 18 日に春会期が開幕した。これは、日本で最初に国立公園に指定された瀬戸内海の島々と周辺地域を舞台に、2010 年からトリエンナーレ方式で3年毎に開催されている現代アートの祭典である。6 回目となる今回は従来の 12 の島と高松港・宇野港周辺に加え、新たに香川県沿岸部の 3 市町が加わり、過去最多となる 17 エリアでの展開となる。37 の国と地域から 218 組のアーティストが参加し、春夏秋の 3 会期で計 107 日間にわたり開催される。運営に「こえび隊」という大勢のボランティアが貢献しているが、私は3年前から「こえび隊」に登録して、故郷である宇野に帰省した際にささやかなボランティア活動を行ってきた。

さて、昨年の 7 月に公害等調整委員会の委員を拝命した私が、最初に公害等調整委員会を認識したのは、瀬戸内国際芸術祭の主要な舞台のひとつである豊島（香川県）で起こった産業廃棄物事件が契機である。昭和 50 年 12 月に豊島総合観光開発が香川県知事に産業廃棄物処理業の許可を申請したことが事件の端緒である。その後、不法投棄が継続され、住民は産廃の野焼きによる健康被害等に苦しむこととなる。平成 5 年 11 月に豊島住民から香川県、廃棄物処理業者及び廃棄物排出業者等を被申請人として、香川県知事に対し廃棄物の撤去等を求める調停申請があり、県際事件のため、同年 12 月に公害等調整委員会が本件調停事件を担当することとなった。住民側弁護団長の中坊公平弁護士（申請人代理人）のなぜ裁判ではなく公害紛争処理法に基づく公害調停を申請するのかを公表したコメントは今でも鮮明に覚えている。平成 12 年 6 月に豊島住民と県との公害調停が成立し、19 の排出業者との調停も順次成立する。中間処理施設が豊島の西隣の直島に建設され、平成 15 年 4 月に豊島から直島への廃棄物等の排出が開始され、平成 29 年 3 月まで続く。その後、新たに見つかった廃棄物も含め、令和元年 7 月に全量約 91 万 3 千 t の処理が完了する。地下水の浄化対策では、令和 3 年 7 月に地下水の排出基準を達成した。令和 4 年度末には関連施設の撤去や処分地の整地も完了した。今後は地下水について、自然浄化方式により環境基準の達成を目指し、地下水モニタリングの継続とともに処分地の維持管理に取り組んでいくことになる。

私は昭和 55 年から 61 年までは医学部の学生として、昭和 63 年から平成元年までは厚生省を経て香川県の職員として、平成 6 年から 8 年までは大学の人間環境医学講座の教員として香川県で過ごした。豊島の産廃事件が顕在化し、解決に向かい始めた

時期に身近な問題として事件に接してきた。公調委のパンフレットでは、公調委が扱った主な事件として、最初に豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件が紹介され、公害調停成立時の写真が掲載されているのはご承知のとおりである。

瀬戸内国際芸術祭の公式ガイドブックにも豊島の産廃事件は紹介され、戦後の高度成長の下で大量生産、大量消費、大量廃棄を続けてきた日本社会の問題点を浮き彫りにしたとしている。長い年月と莫大な費用を要して、「共創」の理念のもと多くの関係者の努力によって、現在、豊島は文字どおり水と自然が豊かな島に戻り、2010年に開館した豊島美術館をはじめとする数多くのアート作品や棚田から臨む美しい瀬戸内海の風景が私たちを楽しませてくれる。皆様にも是非一度、「循環型社会の構築」に思いを馳せて、豊島をはじめとする瀬戸内国際芸術祭の舞台を訪ねていただきたい。産廃事件を語り継ぐ資料館※が2002年に住民等により開館している。

<参考>

豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

(平成5年(調)第4号・第5号・平成8年(調)第3号事件)

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/teshima.html>



※豊島のこころ資料館

<https://kougai.info/archives/887>



こえび隊としての瀬戸内国際芸術祭のボランティア活動

こえび隊とは瀬戸内国際芸術祭のボランティアサポーターの名前です。全国・世界中の幅広い年齢層の方が、瀬戸内に集まり、島に渡って活動をしています。



豊島からみた瀬戸内海



東京で桜の開花宣言が出た日に開かれた公調委のランチ女子会

がんばっています

経験が少ない中でできること

長崎県佐世保市環境部環境保全課主任技師

ましま あきら
馬島 彬



佐世保市は、長崎県北部に位置する九州地方の主要都市の一つで、約 23 万 1 千人の人口を持ちます。明治時代に佐世保港が開港して以来、軍事と産業の拠点として発展してきました。現在も海上自衛隊やアメリカ海軍の基地が設置されており、国防の重要な地域として知られています。市内は山地と丘陵が多く、弓張岳^{ゆみはりだけ}や烏帽子岳^{えぼしだけ}などの山々が市中心部を取り囲んでいます。また、佐世保湾と大村湾に面し、宇久島^{うくじま}や九十九島^{くじゅうくしま}などの多くの離島が存在するため、漁業と水産業も盛んです。平成 30 年には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の一部として、九十九島の「黒島の集落」が世界文化遺産に認定されました。観光面では、テーマパーク『ハウステンボス』が代表的な観光地となっており、毎年多くの観光客が訪れます。このほか、九十九島の美しい景観は絶景として知られ、観光クルーズも人気です。さらに、港湾の強みを生かし、年間約 100 隻の大型クルーズ船を誘致する取組で「クルーズ・オブ・ザ・イヤー2024」の特別賞を受賞するなど、高評価を得ています。佐世保市では、「選ばれるまち SASEBO」を目指してシティ・ブランディングプロジェクトを推進しており、その一環として、本年の 10 月 10 日に UCI（国際自転車競技連合）公認のサイクルロードレース「ツール・ド・九州 2025」の佐世保クリテリウムが開催される

予定です。ぜひ、この機会に佐世保市を訪れてみてください。



針尾無線塔の三本を望む大村湾

さて、市の環境部には年間 100～150 件の公害苦情相談が寄せられます。これらの相談には、環境保全課と廃棄物指導課の 2 課が対応しています。環境保全課では主に典型 7 公害を扱い、廃棄物指導課はゴミの不法投棄や野焼きに関する相談を受け付けています。私が所属する環境保全課には 13 名の職員がおり、公害苦情相談に加えて、浄化槽の監視指導、開発協議、環境影響評価、原子力艦の放射能調査なども担当しています。私が環境保全課に配属されたのは昨年の 4 月で、経験はまだ 1 年ですが、今回はこの課での私の体験についてご紹介します。

私はもともと大学院で創薬研究に従事しており、大学院修了後は調剤薬局で薬剤師として働いていました。35 歳で佐世保市役所に入庁し、数年間保健所で勤務した後、昨年の 4 月から環

境部に異動しました。環境分野の経験はほとんどなく、公害についての知識は大学で学んだ基礎知識のみでした。佐世保市では薬剤師が環境部に配属されることは稀であり、私は4人目、役職のない職員としては初めての事例です。公害苦情相談に携わり驚かされたのは、法令に基づいても明確に解決できない案件が多いことでした。特に騒音は「感覚公害」とも呼ばれ、申立者と原因者の認識のギャップに対応するのが難しいところです。また、公害苦情相談以外の業務、例えば特定施設等に関する届出や相談においては知識が乏しく、周囲の職員に助けられながら日々業務をこなしていました。

そのような日々の中で「このままではいけない」という危機感を抱き、まずは知識の習得に力を入れることにしました。これまで記録された公害苦情相談の対応事例を繰り返し読み、他部署との連携方法を学びました。佐世保市には米軍基地があるため、年に数件は基地に関連する苦情相談が寄せられます。こういったケースでは、私たちの課だけでは対応が難しく、基地政策局などの関係部署との連携が不可欠です。また、海上に起因する事案では港湾部や水産センターに、犬・猫の糞尿に関する苦情相談では動物愛護センターに連絡することで対応しています。このような状況で、他の部署に知り合いがいると気軽に連絡できるため、普段からの交流の重要性を痛感しました。

事例を読む以外では、職場の同僚の勧めで、公害防止管理者（騒音・振動）という国家資格を取得し、知識の向上に努めました。この資格は、企業や事業所が公害を防止し、環境保護に貢献するためのもので、具体的な公害防止の方法や測定方法を学ぶ上で非常に役立ちました。この資格を取得したことで、以前に比べて窓口業務に自信を持って臨めるようになりました。

一方で、公害苦情相談の業務において、私の薬剤師としての専門知識が効果的に活かされることがありました。薬局勤務時代、私は頻繁に「症例解析」を行い、処方箋の内容から患者の背景を推測する訓練を受けてきました。ちょうど「かかりつけ薬剤師制度」が本格的に始まり、対人業務の強化が進められていたため、会社もこの取組に力を注いでいました。

例えば、近隣騒音の苦情相談対応で60代男性の申立者宅を訪問した際、机上に睡眠薬、強めの鎮痛薬、ステロイド軟膏が置かれているのを見ました。この薬の組合せから、その方が過度に神経質であるために不眠や皮膚病を抱えているとすぐに察知しました。したがって、過剰な神経質さが苦情相談に繋がっている可能性を考慮し、安易に申立者の主張を信じ込むのではなく、騒音測定の実施や原因者側からの話も詳しく聞くなど、慎重な対応を心掛けました。

また、一人暮らしの高齢女性からの騒音苦情相談の際にも、本人以外には認識できない音であったため、何らかの病気の影響を疑いました。聞き取りの結果、お薬手帳を拝見させていただきましたが、認知症の薬や幻聴の副作用を引き起こす薬は含まれておらず、この情報は原因究明の一助となりました。

公害苦情相談の業務は、法令に基づく対応だけでなく、申立者と原因者の間に立ち、公正かつ慎重に調整する能力が求められます。薬剤師としての経験や専門知識を活かし、健康状態や生活背景から個別の事情を考慮することで、より適切な対応が可能となると実感しました。公害苦情相談は感情的な問題も多く含まれるため、冷静かつ丁寧なコミュニケーション能力が重要です。これからも、知識と経験を積むことで、市民の皆様の暮らしが少しでも快適になるよう、さらに努力を続けていきたいと思っています。

がんばっています

苦情相談対応について感じたこと

北海道釧路市市民環境部環境保全課主事

ほんま ひみか
本間 妃弥華



釧路市は、北海道の東部、太平洋沿岸に位置し、「釧路湿原」「阿寒摩周」2つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり、ひがし北海道の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っています。酪農を主力とする豊かな農業生産や国内有数の水揚げ量を誇る水産業など、日本の食糧基地として、安全・安心で良質な食糧の供給体制の形成に努めるとともに、この恵みを与えてくれる自然環境の保全や環境調和型の循環型社会実現への取組を進めています。また、本市には、豊富な森林資源を有する林業や大規模な食品・製菓工場、製紙工場のほか、全国で唯一操業している石炭鉱業所とそこで採掘された石炭を地産地消する火力発電所などがあり、地域の主力産業として地域経済の核となっています。



タンチョウ

その他、特別天然記念物「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」をはじめとする世界的にも貴重で魅力あふれる地域資源が豊富にあることや、日本を代表する美しい夕日を見られることでも有名です。釧路の夕日は世界三大夕日に指定されており、多くの観光客が夕日を見るために釧路市に訪れます。



釧路湿原

釧路の夕日は空全体を真っ赤に染めます。これには大気中の水蒸気に関係しています。釧路の市街地の奥には湿原が広がっており、その湿原の水蒸気と海の水蒸気が合わさり、空を真っ赤に染める要因となっています。ここで美しい夕日を見られることができるおすすめスポットを2つご紹介します。1つめは、幣舞橋^{ぬさまいばし}から見る夕日です。幣舞橋は、釧路市を象徴する橋であり、北海道三大名橋の1つです。釧路川と市

街地を一望でき、夕日が川面に映り込み絶景が楽しめます。2つめは、釧路湿原から見る夕日です。釧路湿原は日本最大の湿原であり、その広大な景観とともに涼む夕日は、他に類を見ない光景です。皆様もぜひお越しください。

さて、本市における公害苦情相談対応は環境保全課環境管理係8名により、前述した類みれる自然資源や市民の生活環境を守るため、対応に当たっています。主な相談内容は、建設工事から発生する騒音・振動、河川への油流出、食品加工工場からの悪臭などの典型7公害に関するものなどです。私は、令和6年度に新規採用職員として環境保全課環境管理係に配属されました。私自身配属されてから数件程度しか対応を行ったことがありません。十分な知識、経験を持たない私ですが、苦情相談対応に対して日々成長できるように励んでいます。

環境管理係に寄せられた環境に係る苦情相談件数は、令和5年度については63件寄せられており、相談件数の多い順に、騒音、悪臭、振動であり、これらが大半を占めています。

苦情相談の中で騒音が一番多く、主に解体・新築工事について相談が寄せられます。その中には規制対象外の相談もあり、法令に基づかない行政指導として、近隣に配慮した施工を行うよう呼び掛けています。

建設工事の騒音について本市の特徴的な取り組みの一つに「釧路市建設作業指導要綱」があります。この要綱は、特定建設作業に該当しない建設作業のうちのいくつかについて、事業者にも事前の届出を求める仕組みです。

低騒音型建設機械や無騒音無振動工法を採用したとしても、重機の作業が知らないうちに始まり、走行音やエンジン音に長期間さらされると、住民は不安に感じ苦情相談に発展してしまいます。本要綱に基づき、特定建設作業に該当

しない作業についても周辺住民への事前周知を徹底させるとともに、市が作業を把握することで、苦情相談の減少や早期解決につなげることができています。

二番目に多い悪臭相談については、釧路市の主要産業である水産加工場の水処理施設から出る臭いについての相談が多く寄せられます。これらへの対応として、我々はまず現場確認に向かい臭気の確認をし、事業者側に設備の稼働状況を聞き取った後、必要に応じて設備や運転スケジュールの改善を求める指導を行っています。

このほか、本市の主要産業である製紙業、石炭鉱業所及び火力発電所については、地域経済を支えている反面、周辺環境への配慮が特に必要な業態です。そのため、本市では製紙工場1社、選炭工場1社、火力発電所2社の計4社と公害防止協定を締結しています。ばい煙や騒音、水質についての協定値を定めるとともに、事故や苦情相談について両者が迅速に情報共有できるよう取り決めを交わしています。

以上のように、本市では地域特有の公害苦情相談が寄せられる一方で、その特性に合わせた独自の対策を進めています。

こういった相談や苦情相談を受ける中で、市の職員として相談者の力になりたいと思う反面、原因者に対しても中立の立場で接しなければならなかったり、法令等で規制されていない案件については、原因者に対してお願い程度しかできず、なかなか直接的な解決に結びつかなかったりと、市としてできることにも限界があると感じております。

そのような相談の対応をしていく中で、私は自分の業務や関係法令に対する知識不足により市民からの質問や苦情相談について満足のいく回答ができませんでした。一方で先輩方は、相談者に対しては相談内容を傾聴しながら市役所

ができる範囲はどこまでかを丁寧に説明し、理解を得られるよう努め、発生源側に対しては、相談者の相談内容を丁寧に詳しく説明し、できるだけ対応策に向けて検討していただけるよう努めていきます。このことから相手に伝える際の言葉遣いや態度も含めコミュニケーションは大切だと感じ私自身も成長できるよう率先して電話や窓口の対応に取り組んでいます。幸い、電話をとる速さは、入庁当初から先輩方にもほめていただけています。

最後になりますが、公害苦情相談対応について経験の浅い私ですので、今後も解決が容易でない苦情相談が多数出てくることでしょう。時には市民の方々から厳しいお言葉をいただくこともあると思います。それでも少しでも困っている市民の方を1人でも多く助けるために、先輩方のご指導の下、たくさんの経験を積み日々精進していきます。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

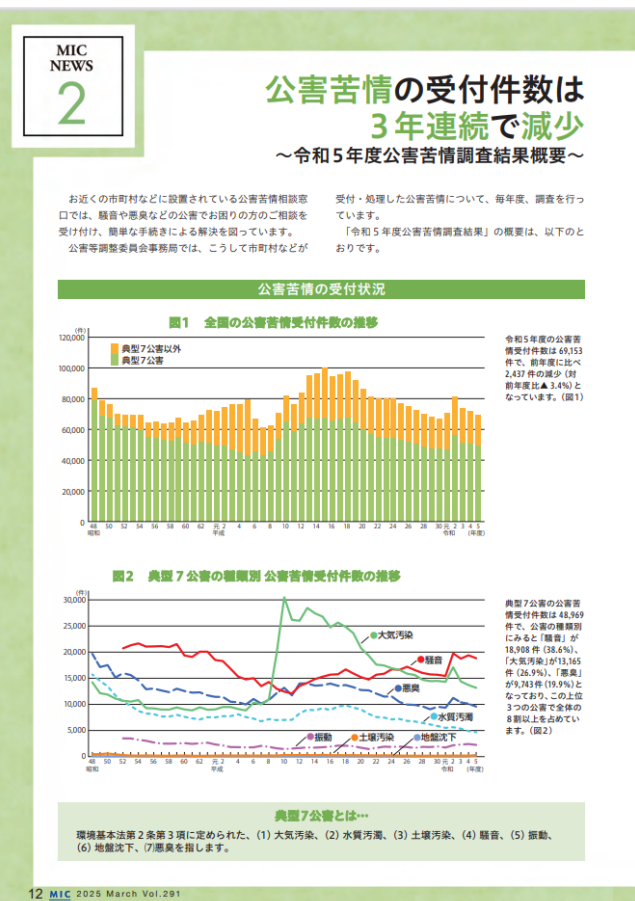
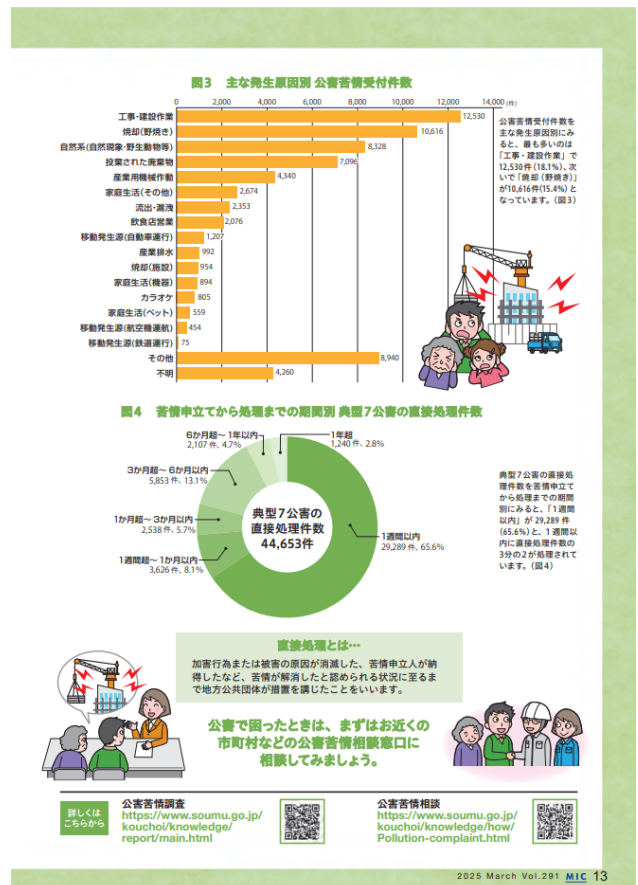
公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、総務省が発行する広報誌への情報掲載やこども霞が関見学デー等についてご紹介します。

1 総務省が発行する広報誌への情報掲載について

公害でお困りのときは、市町村等の公害苦情相談窓口にご相談することができます。公害等調整委員会では、市町村等が受付・処理した公害苦情について、毎年度調査を実施しています。

広報誌「総務省」令和7年3月号に、令和5年度公害苦情調査結果の概要を掲載しました。公害苦情の受付件数の推移や主な発生原因別の受付件数などを掲載しています。ぜひご覧ください。



広報誌「総務省」令和7年3月号は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/02koho03_03005130.html

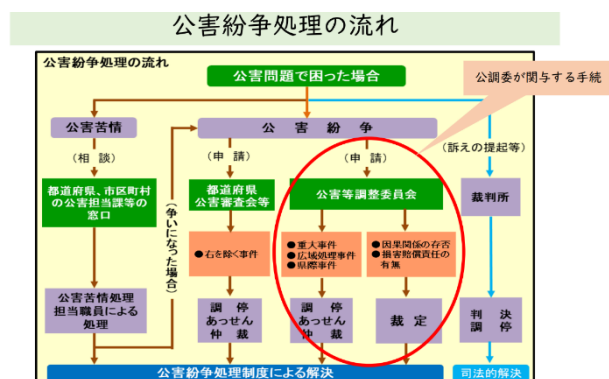
「令和5年度公害苦情調査」の詳細は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/kujyou-r5_index.html

公害紛争処理制度を知っていただくために

2 第 77 期司法修習生選択型実務修習にて 公害紛争処理制度について講演

公害等調整委員会では、令和 7 年 1 月 23 日（木）に実施された第 77 期司法修習生選択型実務修習にて裁判外紛争解決プログラム（ADR）の一つとして、公害紛争処理制度について講演し、29 名が参加しました。



（参考）講演資料の例

受講者アンケートによると、講演前から制度について知っていた修習生は回答者 20 名中、2 名でしたが、講義を聞いて回答者全員が公害紛争処理制度を紛争解決手段として利用したいと答えております。

今後も、公害紛争処理制度を利用していただけるよう同プログラムにおける講演を続けてまいります。



第 77 期司法修習生選択型実務修習の様子

3 こども霞が関見学デーの実施について

公害等調整委員会では、令和 7 年 8 月 6 日（水）、7 日（木）に「こども霞が関見学デー」のイベントを開催します。

「音」に関するプログラムを開催する予定です。開催場所やプログラム内容などの詳細については、決まり次第、公害等調整委員会の子供向け特設サイト「公害等調整委員会キッズページによるこそ！」や公式 X（旧 Twitter）アカウントにてお知らせします。

公害等調整委員会(こうがいとうちょうせいいいんかい)キッズページによるこそ！



X @MIC_kouchoi

“音の体験”や“工作”など、小学生・中学生はもちろん、就学前のお子さまも楽しめる内容を企画中です！多くの皆様のご来場をお待ちしております。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子どもたちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

4 X (旧 Twitter) 公式アカウントについて

公害等調整委員会の取組及び公害紛争処理制度に関する情報等を発信することを通じ、制度等に関する理解を深めていただくことを目的とし、令和4年4月に公害等調整委員会の公式Xアカウントを開設してから3年が経ちました。

こちらのアカウントでは、公害紛争処理制度に関する情報のほか、報道資料に関する情報、こども霞が関見学デーに関する情報、また、当誌に関する情報等について発信しております。

ぜひ、フォロー、いいね、リポストをよろしくお願いします。



公害等調整委員会公式Xアカウント

https://x.com/MIC_kouchoi



5 公害相談ダイヤルの臨時休業について

公害等調整委員会では、公害に関するトラブルや公害紛争に係る調停や裁定などの申請に関するご相談を受け付けています。

令和7年5月30日（金）13:00～17:00 は臨時休業とさせていただきます。なお、5月30日にメールでご連絡をいただいた場合は、翌日以降に順次、対応いたします。何卒、ご容赦ください。

こうちょうい 公調委 公害相談ダイヤル

公害等調整委員会「申請相談担当」

tel: 03-3581-9959

e-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※受付時間は、月～金の 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日を除く。）

公害等調整委員会の動き (令和7年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月21日	令和6年（セ）第9号 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
1月27日	令和5年（ゲ）第7号 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
1月29日	令和5年（セ）第12号 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月7日	令和5年（セ）第9号 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月17日	令和5年（セ）第2号 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月24日	令和6年（セ）第5号 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月25日	令和6年（ゲ）第1号 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第1号事件)

令和7年2月28日受付

本件は、スーパー経営会社(被申請人)が、申請人宅東側に小型食品スーパー(以下「本件店舗」という。)を開店以来、本件店舗の裏側、敷地境界線付近に設置した大型室外機から騒音、振動及び低周波音を24時間発生させたことにより、申請人は精神的及び肉体的被害を受けており、埼玉県川口市(被申請人)は、申請人からの騒音、振動及び低周波音について測定を含めた調査依頼に対し、騒音については規制対象外であり、低周波音については規制基準がないとして、苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言(公害紛争処理法第49条第2項第2号)を行わず、また、埼玉県(被申請人)は、申請人からの同市の公害調査に対する苦情申立てに関し、同市の対応は問題ないとして是正の要求を拒否し、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努める義務(公害紛争処理法第49条)を負うにも関わらず、これを怠ったとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害賠償金合計300万円等を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第2号事件)

令和7年3月3日受付

本件は、国道299号線(以下「本件国道」という。)の沿線並びに周囲の県道、市道及び林道の

周辺の民家(以下「被害発生地」という。)に居住している申請人らが、本件国道で爆音走行するバイク及び四輪車から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、飯能市(被申請人)は、住民の生活環境の保全を責務とし、道路騒音の常時監視を行う立場にありながら、被害発生地において、平成26年から令和4年までの間、騒音振動調査結果が、毎年、環境基準値(65dB)を超えていたにもかかわらず、要請限度(70dB)を超えていないことを理由に、関係機関に改善要請をしていないとして、また、国(代表者国土交通大臣、被申請人)は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、環境大臣が定める許容限度が確保されるように考慮する立場(騒音規制法第16条第2項)でありながら、本件国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅や、全国的に発生している騒音苦情の実態に基づく必要な規制の見直しを行わず、国(代表者環境大臣、被申請人)は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定める立場(同条第1項)でありながら、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行わないのは、規制権限の不行使であるとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第1号事件)

令和7年3月10日受付

本件は、申請人らに生じたがん等の健康被害は、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災による津波に起因する、電力会社(被

公害等調整委員会の動き

申請人) が運転する原子力発電所の炉心溶融や建屋爆発等の事故により、環境中に放出された放射性物質(セシウム 137、テルル等)及び化学毒を有する安定(非放射性)物質(テルル 128、130 等)への被ばくや暴露または同物質の摂取を主な原因とするものである、との裁定を求めるものです。

○ 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和 7 年(リ)第 1 号事件)

令和 7 年 3 月 10 日受付

東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件は、愛知県東海市の住民 3 人が、隣接する自動車部品塗装会社を相手方(被申請人)として、被申請人の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人 A は、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人 A と同居している申請人 B は、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人 C は、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和 6 年(調)第 2 号事件)、令和 6 年 2 月 27 日、調停が成立した事件です。

令和 7 年 3 月 10 日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和 7 年(セ)第 3 号事件)

令和 7 年 3 月 25 日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅と隣接する洗濯場、トイレ及び風呂場の換気扇から、配偶者の介助に伴う汚物に起因する臭気を申請人ら宅に向けて排出したことにより、申請人らは植栽や盆栽の手入れができず、その価値が低減したこと、洗濯物が干せずコインランドリーの利用が日常的、頻繁になったこと、エアコンの使用を控えざるを得なくなったこと、申請人ら宅内に付着した臭気のクリーニングをする必要が生じたことなどの被害を受けたことは、病氣療養中である申請人らにとって過酷であるとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計 340 万円の支払を求めるものです。

○ 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件

(公調委令和 7 年(ゲ)第 2 号事件)

令和 7 年 3 月 25 日受付

本件は、申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動・低周波音によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和 5 年(セ)第 12 号・令和 7 年(調)第 1 号事件)

① 事件の概要

令和 5 年 12 月 11 日、宮城県仙台市の住民 1 人から、独立行政法人地域医療機能推進機構を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が運営する病院にて発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等による騒音により、申請人は、気分がいらいらし、滅(め)入るなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金 10 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が運営する病院にて発生させている業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備等による騒音と、申請人が受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地確認等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 7 年 1 月 29 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 7 年（調）第 1 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

○ 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和 5 年（セ）第 11 号事件）

① 事件の概要

令和 5 年 10 月 27 日、北海道北斗市の住民 1 人、東京都港区の住民 1 人及び千葉県市原市の住民 1 人（申請人らは家族である。）から、石油会

社 2 社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排出ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穏を脅かされ、居宅において通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 3000 万円を連帯して支払うことを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和 7 年 1 月 30 日、本件申請をいずれも棄却するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和 6 年（セ）第 9 号事件）

① 事件の概要

令和 6 年 6 月 20 日、東京都葛飾区の住民 3 人から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が行った申請人ら宅の至近距離にある家屋の解体工事により、申請人らは、睡眠ができないほどの騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭の被害を受け、また、疾病療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸(き)、睡眠不

公害等調整委員会の動き

足等の受忍限度を超える被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金合計 90 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 7 年 2 月 18 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 6 年 (ゲ) 第 10 号事件)

① 事件の概要

令和 6 年 12 月 10 日、神奈川県横浜市の住民 1 人から、隣接する住民 6 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた胸痛、動悸(き)、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振動、低周波音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和 7 年 2 月 18 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和 4 年 (セ) 第 8 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 10 月 18 日、千葉県松戸市の住民 1 人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ホイールローダー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことにより、申請人が在宅勤務中のリモート会議、日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感、イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 588 万 7364 円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が工場から発生させた騒音と申請人が受けている生活妨害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 7 年 3 月 11 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (ゲ) 第 4 号事件)

① 事件の概要

令和5年6月26日、東京都中野区の住民2人から、中野区及び解体工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら宅に生じた多数の壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区が小学校新校舎整備に伴い発注し、解体工事会社が行った旧法務省矯正研修所等の解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めましたが、令和7年3月21日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのひび割れ等の財産被害は、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事が原因である、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年3月25日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第7号事件）

① 事件の概要

令和5年7月27日、神奈川県座間市の住民2人から、製造会社（被申請人株式会社A）及び解体業者（被申請人株式会社B）を相手方として原因裁定を求める申請がありました。

都道府県公害審査会の動き

(令和7年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
広島県 令和6年(調)第2号事件 (広島県令和5年(調)第3号事件への参加)	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	R6.6.14
千葉県 令和6年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害被害防止請求事件	R6.10.9
岩手県 令和6年(調)第1号事件	駐車場からの大気汚染等被害防止請求事件	R6.11.29
群馬県 令和6年(調)第1号事件	隣地事業場からの騒音等被害防止請求事件	R6.12.10
愛知県 令和7年(調)第1号事件	駐車場からの騒音被害防止請求事件	R7.1.17
奈良県 令和7年(リ)第1号事件	一般廃棄物焼却処理施設移転等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R7.1.20
熊本県 令和7年(調)第1号事件	工場からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R7.1.20
大阪府 令和7年(調)第1号事件	トラック騒音被害防止請求事件	R7.2.3
富山県 令和7年(調)第1号事件	屋外遊技場からの騒音被害防止請求事件	R7.2.6
神奈川県 令和7年(調)第1号事件	近隣道路からの振動被害防止請求事件	R7.2.10

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
山梨県 令和6年（リ） 第1号 [焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件]	山梨県 住民1人	食品販売会社	令和6年8月9日受付 令和6年2月27日に調停が成立した「山梨県令和4年（調）第1号事件（焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件）」について、令和6年8月9日、申出人から、調停条項第3項（2）で定められた措置が講じられていないため、義務履行勧告を求める申出があった。	令和6年9月9日 履行勧告 知事は、審理の結果、被申出人に義務の履行について勧告し、本件は終結した。
京都府 令和5年（調） 第2号事件 [エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]	滋賀県 住民1人	介護事業者	令和5年7月10日受付 （1）被申請人は、申請人に対し、損害賠償として、金110万円を支払うこと。 （2）被申請人は、騒音振動対策として、発生源を明らかにするとともに、エアコン室外機を撤去するか、効果的な防音・防振工事などの公害防止対策を行うこと。	令和6年10月25日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
奈良県 令和6年（調） 第1号事件	奈良県 住民1人	株式会社	令和6年8月22日受付	令和6年11月25日 調停打ち切り

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件]			被申請人所有のビニールハウスに設置されている大型モーターの運転を停止すること	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 令和6年（調） 第3号事件 [近隣事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	神奈川県 住民1人	建材資材販売会社	令和6年8月21日受付 (1) 被申請人は、被申請人の事業所から、申請人の居住地に65dBを超える一切の騒音（トラックの走行自体から発生する音を除く。）を到達させてはならない。 (2) 被申請人は、申請人に対し、損害賠償として金員を支払うこと。	令和6年12月10日 調停成立 調停委員会は2回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
滋賀県 令和3年（調） 第1号事件 [クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件]	滋賀県 住民1人	クリーニング会社	令和3年8月4日受付 (1) 被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。 (2) 被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。	令和6年12月16日 調停成立 調停委員会は、7回の期日を開催することにより手続を進めた後、当事者に対し、調停案の受諾勧告行ったところ、当事者双方から受諾しない旨の申出はなく、

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を書面で通知し、本件は終結した。
大阪府 令和6年（調） 第4号 [排水管布設替工事現場からの騒音・振動被害防止等請求事件]	大阪府 住民1人	A町長 （排水管 布設工事 発注者）	令和6年8月14日受付 （1）被申請人は、騒音及び振動について、正しい知識と理解が行えるよう職員へ教育を施し、問題発生時に適切な判断と十分な対応ができ、かつ問題を未然に防げるようにしなければならない。 （2）被申請人は、騒音及び振動について規制基準内にとどまるだけでなく、個別の事情をもって適切に対応できるよう、騒音及び振動を適切かつ最適な方法を用いて計測・記録・分析し、それらをもって現場を改善する体制を備え維持しなければならない。加えて、これを可能な限り軽減するよう防音シートやパネル設置などの対策を講じなければならない。 （3）被申請人は、工事や作業においては騒音や振動のモニタリングを実施し、それを記録し、インターネットをはじめとした方法をもって遅滞なく誰もが閲覧可能な状態で公表しなけ	令和7年2月5日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ればならない。 (4) 上記措置が講じられるまでは工事や作業を中断しなければならない。 (5) 上記措置をとらない場合は、1 週間の猶予期間後、工事や作業の一切を中止しなければならない。	
茨城県 令和 6 年（調） 第 2 号 [鉄道騒音・振動 被害防止等請求 事件]	茨城県 住民 1 人	鉄道会社	令和 6 年 6 月 24 日 受付 (1) 鉄道車両による騒音、振動によって十分な睡眠が確保できない。ストレス、精神的な苦痛の除去を求める。 (2) 車両スピードの減速により騒音、振動の低減を実現させ、日常生活環境の改善を求める。具体的には、現在、申請人宅付近を通過する下り列車を、上り列車並の速度、騒音、振動とすること。 (3) 列車走行により発生する騒音や振動の正確なデータを取得すること。 (4) 騒音、振動調査を専門機関に委ねる。 (5) 被申請人側で被害の現状を体験する。 (6) 被申請人側の発言の訂正、撤回を求める。	令和 7 年 2 月 12 日 調停打切り 調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
愛知県 令和6年（調） 第2号事件 [高等学校からの騒音被害防止 及び損害賠償請求事件]	愛知県 住民2人	県教育委員会、B 高等学校、C高 等学校	令和6年2月8日受付 (1) 被申請人らは、愛知県立B高等学校、C高等学校より発せられる騒音をA市条例の規制基準値以下にすること。体育館の騒音は音量が低音量でも耳障りな音質のため、建物の外に音が漏れないようにすること。 (2) 被申請人らは、(1)項の対策が実施できるまで即刻屋外バレーボールコートと校舎北側体育館を使用しないこと。 (3) チャイム、放送等の音量は即刻敷地境界で、A市条例が定める規制基準値以下になるようにすること。 (4) 楽器、太鼓、合唱、大声など校内で発せられる音を敷地外に漏らさないこと。やむを得ない場合は、A市の定める条例の規制数値以下にすること。 (5) 調停に係る費用を支払うこと。 (6) 慰謝料を支払うこと。	令和7年2月13日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
三重県 令和6年（調） 第2号事件 [金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件]	三重県 住民2人	金属建材製作会社	令和6年4月10日受付 (1) 被申請人は就業時間を8時30分から17時15分までにすること。 (2) 被申請人は、騒音の規定値を超過しないよう対策を講じること。 (3) 被申請人は、シンナー（悪臭）や塗料（粉じん）が外部に拡散しないよう対策を講じること。 (4) 精神的苦痛に係る費用として慰謝料を支払うこと。	令和7年2月14日 調停成立 調停委員会は、2回の期日を開催することにより手続を進め、調停案の受諾の勧告を行ったところ、当事者双方から受諾しない旨の申出はなく、当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を通知し、本件は終結した。
広島県 令和5年（調） 第2号 [認定こども園からの騒音被害防止請求事件]	認定こども園	広島県 住民1人	令和5年4月14日受付 (1)申請人と被申請人において、調停委員会の協力のもと、現在の騒音に関する事実関係（等価騒音レベルの算定等）を確認すること。 (2)事実関係を踏まえ、申請人と被申請人の協議の上、騒音対応策を決めること。	令和7年2月21日 調停成立 調停委員会は2回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和6年（調） 第1号 [薪ストーブ煙害 被害防止請求事 件]	千葉県 住民2人	不動産会 社	令和6年10月9日受付 被申請人が社屋内に設置してい る薪ストーブの使用を止めるこ と。 使用を止めることができない場 合は、費用負担は双方応分のも のとした上で、薪ストーブを撤 去すること。	令和7年2月27日 調停打ち切り 被申請人が調停に 応じない態度を明 確に示しているた め、調停委員会 は、これ以上手続 を継続しても合意 が成立する成立の 見込みがないと判 断し、期日を開催 せずに調停を打ち 切り、本件は終結し た。
東京都 令和6年（調） 第1号 [印刷機等からの 悪臭防止及び損 害賠償請求事件]	東京都 住民1 人、部屋 の共同使 用者	印刷工場	令和6年9月30日受付 (1) 悪臭防止法の規制を超え る悪臭を、敷地境界及び申請人 宅内に到達させないよう適切な 対策をとること。とりわけ夜間 の機械運転を含む作業を行わな いこと。 (2) これまでの悪臭により生 じた健康被害に係る損害につき 相当の賠償をすること。	令和7年2月27日 調停取下げ 調停委員会は、2 回の調停期日の開 催等手続を進めた が、申請人側から 調停申請を取下げ たため、本件は終 結した。
神奈川県 令和6年（調） 第1号事件	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1名	令和6年3月19日受付	令和7年3月3日 調停打ち切り

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[隣家からの騒音 被害防止等請求 事件]			申請人が現住所に引っ越して来て以来、オール電化の被申請人が約12年間に渡って使い続けているヒートポンプシステム及び換気扇の昼夜を問わない運転による騒音と低周波の振動による睡眠障害及び痙攣や吐き気や耳鳴りや心臓部腹部への圧迫感や手足の神経の痛みや息切れなどの不定愁訴の不快症状を伴う甚だしい体調不良を去年末から自覚症状として来している今の現状を、被申請人に運転を停止してもらったり、システムの時間設定や強度を変えてもらったり、それと連動して使われている換気扇の長期使用によって摩滅しているだろうモーターなどの部品や老朽化しているヒートポンプシステムの給湯タンク及びヒートポンプ一式の商品自体を買い替えてもらうというような、ありとあらゆる可能な対応手段で現状の被害状態を変更していただくこと。 そのためには何より被申請人自身が、ヒートポンプシステムやそれに付随して換気扇を使用している自分たちが申請人にとんでもない迷惑を掛け続けている現状を自覚していただき、自ら率先して現状を変更しようとする意思を持ってもらうことが必要である。そうすることで、で	調停委員会は、今後の進行について協議したところ、被申請人は調停に応じる姿勢が見られないことから、これ以上手続を継続しても合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			できればお互いが協力し合いながら双方にとって良い解決に至る方策を考え、それに基づいてできるかぎり争いごとにする事なく円満解決に至ること。	

(注) 上記の表は、原則として令和7年1月1日から令和7年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第121号 令和7年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を

身近にあります、
公害問題解決の窓口



公害苦情相談窓口はこちら

お住まいの市区町村又は都道府県の
公害苦情相談窓口を検索できます。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理件数、公害苦情調査結果
報告書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください。

公害苦情調査
結果



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>

公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

X @MIC_kouchoi



公害等調整委員会

検索

